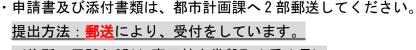
## 申請者

1)許可申請



(住所:〒584-8511 富田林市常盤町1番1号)

- ※申請書及び添付書類とともに、下記の返信用封筒を同封してく ださい。
- 納付書送付用封筒 (110 円分の切手を貼り付けた定型封筒)
- 許可証送付用封筒(140円分の切手貼付した角2封筒) →140 円を超える重さとなる場合は、別途必要分の切手を貼付 してください。
- ※申請書は、市ウェブサイト「屋外広告物について」のページか らもダウンロードできます。

検索

富田林市 屋外広告物

富田林市

②審査

①の申請書の内容を確認し、許可の可否について審査を行います。



富田林市

③納付書の 発行



・②の審査の結果、掲出・設置を許可する場合は、許可手数料に関



申請者

4)許可 手数料



する通知(手数料明細)及び納付書を発行(郵送)します。

・③で発行した納付書を使用し、市指定の金融機関(別紙参照)で 現金納付してください。また、納付後は納入通知書兼領収書を都 市計画課まで FAX (0721-24-0269) により、送信してください。 ※大阪府証紙は使用できません。



富田林市

5許可書の 発行

④で許可手数料の納付が確認されましたら、許可書を発行(郵送) します。



⑥広告物の 設置·変更等

申請者

許可期間終了



新規申請の場合の広告物設置や変更申請の場合の意匠変更等は、 必ず⑤の許可を受けた後に行ってください。また、新規申請の場 合は、設置完了後速やかに、「しゅん工届出書」を郵送してくださ L10





⑦継続許可 申請



申請者

⑧撤去

- 継続許可申請の場合は、前回の許可期間終了日の1か月 前までに案内(申請書)を郵送します。
- ・撤去される場合は、「撤去届出書」を郵送してください。

## 都市計画課

TEL: 0721-25-1000 (内線 453)

FAX: 0721-24-0269

E-mail:tokei@city.tondabayashi.lg.jp

